

佐倉市都市公園条例（昭和47年7月5日条例第31号）

| 改正後            |                |                                |   | 改正前            |                                |                                |                    |
|----------------|----------------|--------------------------------|---|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 別表第5（第16条の4関係） |                |                                |   | 別表第5（第16条の4関係） |                                |                                |                    |
| 公園名            | 有料施設           | 供用期間                           | 供用時間                                      | 公園名            | 有料施設                           | 供用期間                           | 供用時間               |
| 岩名運動公園         | 長嶋茂雄記念<br>岩名球場 | 4月1日から4月30日まで及び11月1日から11月30日まで | 午前8時30分から午後4時30分まで                        | 岩名運動公園         | 長嶋茂雄記念<br>岩名球場                 | 4月1日から4月30日まで及び11月1日から11月30日まで | 午前8時30分から午後4時30分まで |
|                |                | 5月1日から5月31日まで及び9月1日から10月31日まで  | 午前8時30分から午後9時まで                           |                |                                | 5月1日から5月31日まで及び9月1日から10月31日まで  | 午前8時30分から午後9時まで    |
|                |                | 6月1日から8月31日まで                  | 午前6時30分から午後9時まで                           |                |                                | 6月1日から8月31日まで                  | 午前6時30分から午後9時まで    |
|                | 岩名第二球場         | 4月1日から5月31日まで及び9月1日から11月30日まで  | 午前8時30分から午後4時30分まで                        | 岩名第二球場         | 4月1日から5月31日まで及び9月1日から11月30日まで  | 午前8時30分から午後4時30分まで             |                    |
|                |                | 6月1日から8月31日まで                  | 午前6時30分から午後6時30分まで                        |                | 6月1日から8月31日まで                  | 午前6時30分から午後6時30分まで             |                    |
|                | 陸上競技場          | 1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで | 午前8時30分から午後9時まで（午後4時30分から午後9時までを夜間時間とする。） | 陸上競技場          | 1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで | 午前8時30分から午後4時30分まで             |                    |
|                |                | 4月1日から9月30日まで                  | 午前8時30分から午後9時まで（午後6時30分から午後9時までを夜間時間とする。） |                | 4月1日から9月30日まで                  | 午前8時30分から午後6時30分まで             |                    |
|                | テニスコート         | 1月4日から5月31日まで及び9月1日から12月28日まで  | 午前8時30分から午後4時30分まで                        | テニスコート         | 1月4日から5月31日まで及び9月1日から12月28日まで  | 午前8時30分から午後4時30分まで             |                    |
|                |                | 6月1日から8月31日まで                  | 午前6時30分から午後6時30分まで                        |                | 6月1日から8月31日まで                  | 午前6時30分から午後6時30分まで             |                    |
|                | スポーツ資料館        | 1月4日から12月28日まで                 | 午前8時30分から午後4時30分まで                        | スポーツ資料館        | 1月4日から12月28日まで                 | 午前8時30分から午後4時30分まで             |                    |
|                |                |                                |   |                | プール                            | 7月15日から8月31日まで                 | 午前9時から午後4時まで       |

| 改正後   |       |                |                    | 改正前   |       |                |                    |
|---|-------|----------------|--------------------|---|-------|----------------|--------------------|
|   | プール   | 7月15日から8月31日まで | 午前9時から午後4時まで       |   | 岩名球技場 | 1月4日から12月28日まで | 午前8時30分から午後8時30分まで |
|   | 岩名球技場 | 1月4日から12月28日まで | 午前8時30分から午後8時30分まで | (略)   |       |                |                    |
| (略)   |       |                |                    | (略)   |       |                |                    |
| 別表第6 (第16条の6 関係)  |       |                |                    | 別表第6 (第16条の6 関係)  |       |                |                    |
| 1 基本施設  |       |                |                    | 1 基本施設  |       |                |                    |
| (略)   |       |                |                    | (略)   |       |                |                    |
| 備考  |       |                |                    | 備考  |       |                |                    |
| 1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。                                 |       |                |                    | 1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。                                 |       |                |                    |
| 2 <u>個人が陸上競技場を夜間時間に使用する場合は、1回当たり150円を加算する。</u>  |       |                |                    | 2 <u>スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。</u> |       |                |                    |
| 3 <u>スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。</u> |       |                |                    | 2 <u>スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。</u> |       |                |                    |
| 2 附帯設備  |       |                |                    | 2 附帯設備  |       |                |                    |
| (略)   |       |                |                    | (略)   |       |                |                    |

附 則（平成××年×月×日佐倉市条例第××号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。